

北海道版構造改革・地域再生特区（「北海道チャレンジパートナー特区」）
に係る計画認定について

平成17年8月31日に開催された「北海道経済・雇用対策推進本部」において、
下記のチャレンジパートナー特区計画を認定することと決定されましたので、公表い
たします。

申請主体	上磯町
計画の名称	保健・福祉一体化推進特区
計画の概要	上磯町保健センターを拠点として保健や福祉などの各種サービスを 一体的・総合的に推進
道に求める 支援措置等 の 内 容	補助金で整備された施設の有効活用の促進 〔保健センターにおいて、保健関連事業に加えて、福祉関連事業 を実施することを容認〕
認定年月日	平成17年9月5日

なお、上記チャレンジパートナー特区計画は、認定第1号です。
上磯町のチャレンジパートナー特区計画は、以下をご覧ください。

北海道チャレンジパートナー特区計画

1 北海道チャレンジパートナー特区計画（以下「計画」という。）の作成主体の名称
上磯郡上磯町

2 北海道チャレンジパートナー特区（以下「特区」という。）の名称
保健・福祉一体化推進特区

3 特区の範囲
上磯町の全域

4 特区の特性

(1) これまでの取り組み

上磯町においては、これまで、住み慣れた地域で、お互いに支え合いながら、安心して生活できるよう保健・医療・福祉の連携を図り、住民の健康づくりと社会福祉の推進にそれぞれ取り組んできた。

(ア) 健康づくりの推進

平成 11 年 4 月、上磯町保健センター（以下「センター」という。）を設置し、このセンターを拠点として、健康相談、保健指導及び健康診査など、住民の健康づくりを総合的に推進してきた。

特に、母子、児童から成人、お年寄りに至るまで、各年齢等に応じた健康づくりのための相談や指導などに取り組んできた。

(イ) 社会福祉の推進

上磯町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉の推進を図ることを目的に、昭和 42 年に設立されて以来、安心して暮らせる福祉のまちづくりを担う中核的な団体として、心配ごと相談、給食サービスの実施、生活資金の貸付及びボランティア活動の促進など、地域福祉サービスを総合的に提供してきた。

特に、高齢者、障害者及び母子家庭等の自立を促進するための支援や指導など積極的に行い、少子・高齢化社会を見据えた活動を展開してきた。

(2) 介護保険法の施行にともなう変化

介護保険法の施行により、福祉事業を主眼とする社協の活動は保健の分野にも及び、これを踏まえて、社協においても、定款の改訂を行い、介護事業者の指定を受け、平成 12 年度から、居宅介護事業や訪問介護事業に着手するなど、保健・医療・福祉が一体となって、密接に連携を図ることが必要な事業をも実施している。

(3) 保健と福祉の一体化推進への要望

上磯町においては、これまで、健康づくりに関する事業はセンター、福祉に関する事業は社協が中心となって実施してきたが、利用者が重なり合っていることもあり、利用者の利便性の向上のため、何らかの工夫が求められていた。

特に、母子等の利用者からは、保健と福祉の各種窓口の一本化、さらには子育て支援の充実など、ワンストップ機能の確立及び住民のニーズに即した密度の高いサービスの提供などが望まれている。

5 計画の意義

保健サービスと福祉サービスの垣根を取り除き、社協がこのセンターを活動拠点として、各種サービスを一体的に提供することにより、高齢化・少子化時代を迎え、多様化・複雑化する社会状況下で、地域住民が求めるサービス提供が可能となり、また両者間の相互交流を通じて、協働による優れた効用が得られるものとする。

具体例としては、

(1) ワンストップサービスの実現

健康づくりや福祉などの各種サービスについて、センターで、全てのサービスが完結できることとなり、地域住民の満足度が高まる。

(2) 地域住民のニーズへの的確な対応

高い満足度が充足されることで、利用者の増加が見込まれ、健康づくりの量的拡大が図られる。

また、これらにより、利用者の多様かつ幅広いニーズに適切に対応することで、住民が求める良質で、高い密度のサービス提供が可能となる。

6 計画の目標

当町では、「第4次上磯町総合計画（平成 12 年度策定）」で、健康で心あたたまる福祉のまちづくりを主要な政策課題とし、保健や福祉などの施策を総合的に推進

することを謳っている。

特に、町民の多様なニーズを踏まえ、これらの施策を効果的・効率的に推進し、多くの住民の利用を促進するためには、一箇所の窓口で一体的に取り組むことが必要であり、このため、本計画においては、保健・医療・福祉の連携を進め、保健と福祉の機能の充実を一層高め、センター機能の相乗効果の最大化を図り、住民の一体化への強い要請に応えることを目標としている。

7 計画の実施が特区に及ぼす地域活性化の効果

(1) 経済的効果

健康づくりや福祉などの各種サービス提供するための施設・設備や人材が効率的に活用されることにより、費用対効果が向上する。

なお、当町においては、「指定管理者制度」を導入し、センターの運営管理を社協に委託することも構想しているが、この場合、行政効率の向上が期待できる。

(2) 社会的効果

健康づくりや福祉などの各種サービスをセンターだけで一体的に提供することにより、地域住民の利便性が向上し、この恩恵を享受できる住民が増えることが予想され、いわゆる「ワンストップサービス」が実現することとなる。

また、利用者のニーズを踏まえ、良質で、高い密度の幅広いサービスをきめ細かく提供することが可能となることから、住民の健康増進や福祉のレベルアップが図られる。

具体的には、幼児検診の対象者（母子）が、受診のためセンターを訪れた際に、南渡島ファミリーサポートセンター事業の会員申込みや利用申込みなどを行うこと、また高齢者筋力向上トレーニング事業の対象者が、参加のためセンターを訪れた際に、軽度生活援助事業の利用申込みを行うこと、さらに一般住民検診の対象者が受診のためセンターを訪れた際に、センターで実施している多様な事業を知り、窓口で内容等を問い合わせ、家族や親戚などに教えるなど、各種事業の利用が促進されたと考えている。

8 特定事業の名称

補助金で整備された施設の有効活用の促進

9 特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業そ

の他の計画の実施に関し市町村等が必要と認める事項

(1) 上磯町が実施するサービス

ア 母子の保健

上磯町は、乳児検診（4月、7月及び12月）、3歳児検診、幼児検診、母親教室、赤ちゃん相談等を開催し、母子の健康状態の把握、育児不安の解消や受診勧奨など母子の健康づくりを実施している。平成16年度のこの事業への参加者は、10,881人であった。

イ 一般住民等の健康予防

上磯町は、結核検診、各種がん検診、総合健康診査等を行い、早期発見や早期治療に努め、また健康教育、健康相談や健康手帳を交付をし、健康の意識付け、生活習慣の予防、重症化予防への対策を講じている。

ウ 高齢者筋力向上トレーニング事業

高齢者対策として、介護が必要な状態に陥らないようにする介護予防という観点から、センターにおいて運動機能の向上に資する包括的なトレーニングを行うことにより、転倒骨折の防止や加齢に伴う運動機能の低下の防止を図るものである。

(2) 社協が実施するサービス

ア 小地域ネットワーク活動推進事業

当町では、地域における要援護者を見守るため町内会ごとに地域住民の参加・協力による「助け合いチーム」が組織されているが、社協は、この組織化や活動の持続化などに積極的に取り組み、地域におけるより良い在宅福祉活動の大きな推進力になっている。

イ 緊急時の福祉票

概ね65歳以上の高齢者を対象に、緊急時の連絡先やかかりつけの病院などを記載した「緊急時の福祉票」を配付している。これは、緊急時に生じる様々なリスクに対応できるよう、本人携帯用と家庭配置用の2種類を対象者に持たせているものだが、路上で人事不省に陥った高齢者が、この福祉票で素早い手当を受けることができた事例もあり、社協のこの取り組みは道内では先駆的事业として高く評価されている。なお、平成16年度末の配付者は、1,495人となっている。

ウ 居宅介護サービス事業

制度改正に伴い、予防介護の観点から、在宅でのサービス重視が唱えられ、居

宅介護サービス事業者としての社協の果たす役割はますます大きくなっている。

エ 福祉団体等の活動促進

町内の福祉団体やボランティア団体の取りまとめを行うとともに、これらの団体の活動費を助成するなど、町内における団体の活性化を図っている。

(3) 上磯町と社協が連携して実施するサービス

ア 食の自立支援事業

上磯町が調理困難な高齢者に対し、定期的に居宅を訪問し、食事を提供することを目的とし、調理施設、町内会、運搬ボランティアの協力を得て、実施しているこの事業について、社協は、社協の持つネットワーク機能を最大限に活かし、この事業の推進に努めている。

イ 南渡島ファミリーサポートセンター事業

地域のボランティア会員及び託児などを依頼する会員の募集・登録を行い、必要に応じた多様な保育サービス提供の調整をするためのセンターを大野町及び七飯町と共同で設置し、運営を上磯町社会福祉協議会に委託している。

ウ 精神保健福祉パートナー事業

北海道が実施主体である精神保健福祉パートナー事業は、精神疾患に対する正しい理解と障がいのある人もない人も共に生活する地域社会づくりを目指すことを目標とし、これを社協が支援している。

エ 軽度生活援助事業など

上磯町が行っている軽度生活援助事業、生活管理指導員派遣事業、家族介護者交流事業、障害者ホームヘルプサービス事業などについて、社協は、町から業務委託を受けているが、当町の行政活動における良きパートナーとして、諸事業の円滑化に貢献している。

(別紙)

1 特定事業の名称

補助金で整備された施設の有効活用促進

2 当該特例措置等の適用を受けるようとする者

上磯郡上磯町

3 当該特例措置等の適用の開始の日

北海道チャレンジパートナー特区計画の認定日

4 特定事業の内容

社協の事務スペースをセンター内に確保し、センターを拠点とし、保健・福祉事業の一体化を図り、多様かつ幅広いニーズに即応した良質で高密度な各種サービスを一体的・総合的に推進し、地域住民の利便性の向上を図る。

5 当該特例措置等の内容

センターの設置（改修）に際しては、北海道の「市町村保健センター整備事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、道費の交付を受けたものである。

センターを拠点として、保健サービスと地域福祉サービスを一体的・総合的に提供するためには、社会福祉法人上磯町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行っている各種サービス機能をセンター内に移行するための事務スペースの確保が必要となる。

社協の事務スペースをセンター内に設けることについては、要綱に基づき、財産処分の手続きが必要となり、補助金の返還問題が生じることから、健康づくりに関する事業と福祉の向上に関する事業を一体的・総合的に実施することが、現実的に困難な状況にある。

当該特例措置は、保健サービスと福祉サービスの垣根を取り除き、センターを拠点として、保健や福祉などの各種サービスを一体的・総合的に推進するため、補助金で整備された施設の有効活用を促進するとともに、社協の事務スペースをセンター内に設けることを可能とするものである。

これにより、地域住民に対して、一カ所の窓口で、良質で高密度の幅広い各種サ

ビスをきめ細かく提供し、地域住民の健康増進や福祉向上などの実現を図るものである。